

平成19年2月15日

報道各位

住友不動産株式会社

札幌市中央区のマンション区分所有者との訴訟について

当社は、姉齒元建築士による耐震偽装問題発覚後直ちに、建築確認業務が民間に開放された平成11年4月以降に分譲した、全国のマンション約400棟の全棟再検査を実施したところ、残念ながら札幌市内の4棟で問題ありという結果を得ました。この事態に対し当社は、販売中2棟の契約済み顧客には、手付金を倍返しして解約を了解していただき、引渡済の2棟については、国内最大手設計会社に徹底した技術的判断を求めました。その結果、大規模な補強工事を要する1棟は新築時の販売価格での買い取りを、本マンションは全額当社負担で耐震基準を満たす補強工事の実施を、それぞれの管理組合に提案させていただき、協議を開始いたしました。

これら引渡済み2棟はいずれも、当社が設計を依頼した元請設計事務所（当社が札幌で設計を依頼していた9事務所のうちの1つ）が、当社に何らの相談、了解もなく独自の判断で、浅沼良一元2級建築士に構造計算を行わせ、浅沼氏が構造計算書の偽装を行ったものであります。

本マンションは、軽微かつ短期間の補強工事を行うことにより、建築基準法の耐震基準を満たすことができ、工事に際して、居住者の皆様に転居を強いることはありませんので、買い取りよりもむしろ、全額当社負担で補強工事を行わせていただく方が、日常生活に支障を来たさずベターであると判断したものであります。

こうした中、一部（全体の約1割）の区分所有者の方から、売買契約を取り消し購入代金の全額返還などを求める訴訟が提起されました。当社は、居住者の皆様に一日も早く安心してお住まいいただけますよう、補強工事の早期実施を心から願っており、この訴訟提起が合意形成の支障となる事態を憂慮しております。当社は、売主としての責任を十分果たす提案をさせていただいていると考えており、訴訟におきましても、当社の考えをご理解いただけるよう努めてまいりますとともに、引き続き、誠心誠意管理組合等との協議を進めてまいります所存です。

なお、本マンションの区分所有者および入居者の方々への配慮から、当社からマンション名を公表することは、引き続き差し控えさせていただきます。

問い合わせ先：住友不動産 広報部

TEL： 03-3346-1042